

2 前項の規定による環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を優先して検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

〔解説〕

「代償措置」とは、事業の実施により損なわれる環境のうち、特定の又はすべての環境要素について人為的に創出することを意味しており、環境影響の回避・低減のための措置を十分に実施してもどうしても残る環境影響に対して検討されることとなる。

なお、「環境の保全の観点からの価値」とは、例えば、自然海岸であれば生態系の基盤として水生生物を育む機能、景観要素としての機能、水質浄化の機能等の多様な価値を含み、一方では経済的な価値は含まないことから、「代償措置」には、例えば、自然海岸を消失させることに対して漁業補償するような、経済的な価値の消失を補償するための財政的な措置は含まないことに注意が必要である。

また、土地造成などの事業により動植物の生息環境又は生育環境の一部を消失するような場合において、計画する人口緑地の造成が消失した生息・生育環境としての機能を持たない修景緑化であるような場合は、代償措置とは言えないことに注意を要する。

（検討結果の検証）

第15条 前条第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

〔解説〕

環境保全措置が十分に検討され妥当な内容であるかどうかが、本条例に基づく環境影響評価が適切かつ客観的に行われているかどうかを左右することになる。そのため、検討内容の妥当性について十分に検証し、その経過を明らかにすることが必要となる。

環境保全措置が実行可能な範囲で適切かつ客観的に検討が行われているかどうかが、環境影響評価の眼目であり、十分な検証が必要である。

検証の手法は、評価手法と同様に、環境影響の回避・低減という相対評価を行うことから、複数案の比較検討や実行可能なより良い技術が導入されているかどうかの検討等により行われ、その検討結果が明らかにできるよう整理されることとなる。

(1) 「実行可能なより良い技術」の導入の目的とメリット

ア 「環境影響の回避・低減に係る評価」の手法として、最も分かりやすく望ましい手法は複数案の比較検討である。しかし、必ずしもすべての評価でこの手法を採用できるとは限らず、また、効果的でない場合（例えば技術的に優劣が明確な場合など）も多い。このように複数案の比較検討ができない場合、従来は定性的な評価が行われ、事業者による主観的な評価となっていたが、今後の環境影響評価においては、より客観的な評価が重視されることから、このような場合には実行可能なより良い技術の導入についての評価が有効である。

イ 条例においては、事業者と環境保全の見地からの意見を有する者、県、市町村とのコミュニケーションが重要である。特に評価については、回避・低減に係る評価となったことから、事業者はその評価の内容を客観的に説明することが必要である。また、そのためには、実行可能なより良い技術の導入についての評価、その経緯及び想定される効果等の明記が有効となる。

ウ 事業計画は環境影響評価の実施より相当早くから段階的に作成されており、環境影響評価手続が行われる時点では、実際には事業計画の熟度がある程度高まっている。このため、方法書の公表により住民等からより良い案が提案され計画を見直すことになると、事業者にとっては時間、費用を想定以上に要することがある。したがって、あらかじめ実行可能なより良い技術の考え方を踏まえて事業計画を検討することにより、導入の必要性が高い環境保全対策を早い段階から事業計画に組み込むことが可能となるとともに、事業者における手戻りや更なる費用・時間の負担を避けることができる。

(2) 「実行可能な」

事業者にとって実行可能な範囲とは、事業の目的や効果との関係性、環境保全措置の効果の程度、他の環境影響評価項目への影響の程度や事業者の責任の及ぶ範囲を踏まえながら、総合的に検討されるものである。ある意味で、回避・低減に関する評価とは、この「実行可能」性を事業者の努力によってどこまで広げられるか、それが環境保全上十分であるかどうかを評価するものである。

国の基本的事項の策定の議論においては、「実行可能」とは、事業者にとって科学的知見、施工性、経済性等の観点から実行可能であることを指すとされている。

科学的知見の面から実行可能であることとは、既に実用段階にあるか若しくは施工時点など近い将来実用化される見通しであることを指し、施工性の面から実行不可能であることとは、科学的知見の観点から実行可能であるが、個別事業ごとの特性や地域の特性により技術的に適用が不可能であることを指す。

施工性の観点から個別の事業で実行不可能であっても、一般的には実行可能であるといえることから、実行不可能とする理由については十分な吟味とその改善のための努力も問われるところである。したがって、施工性の面から実行不可能と述べることは限定的に行われるべきであり（「用地がない」等は理由とならない。）、客観的な説明もより必要となる。

経済性の面から実行可能であることとは、環境保全対策の必要性や地域特性などを鑑み、その技術を適用することが、過大な費用負担を必要としないことを指すが、例えば、有害な排出物を排出する際に、通常より高額の対策が必要になるのは当然